二～六　（略）

七　第一号に該当する雇入れに係る者一人につき、次のイからハまでに掲げる求職者の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

イ～ハ　（略）

4　（略）

（中途採用等支援助成金）

第百十条の四　（略）

2　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（ロ(1)及び第六項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロ及び次項において同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号及び第四項において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下この(i)及び次項において「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める一般被保険者等として中途採用により雇い入れた者の割合（以下この(i)において「中途採用率」という。）が五分の三未満である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該計画期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から中途採用率を減じて得た割合に係る職業安定局長が定める目標を達成したもの（当該計画期間に、中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　（略）

(iii)　計画期間の初日の前日までに、職業安定局長が定める要件に該当する中途採用に関する情報の公表を行つた事業主であつて、当該計画期間において、中途採用計画に基づき、中途採用により雇い入れた人数が、計画期間の初日の前日から起算して一年前の日から当該前日までの期間において中途採用により雇い入れた人数を上回るものであること。

ハ～ホ　（略）

二～六　（略）

七　第一号に該当する雇入れに係る者一人につき、次のイからハまでに掲げる求職者の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ～ハ　（略）

4　（略）

（中途採用等支援助成金）

第百十条の四　（略）

2　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　都道府県労働局長に対して、中途採用（新規学卒者（職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。第百十二条第四項において同じ。）又はこれに準ずる者（ロ(1)及び第六項第一号イにおいて「新規学卒者等」という。）以外の雇入れをいう。ロ及び次項において同じ。）により雇い入れる者の雇用管理制度の整備及び採用の拡大等の取組に係る計画（以下この号において「中途採用計画」という。）を提出した事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　（略）

(2)　次のいずれかに該当する事業主であること。

(i)　中途採用計画の対象となる期間（以下この(2)及び次項において「計画期間」という。）の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間において一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。以下この(i)及び次項において「一般被保険者等」という。）として雇い入れた者に占める一般被保険者等として中途採用により雇い入れた者の割合（以下この(i)において「中途採用率」という。）が五分の三未満である事業主であつて、中途採用計画に基づき、当該計画期間において一般被保険者等として雇い入れた者に占める職業安定局長が定める要件に該当する中途採用により雇い入れた者の割合から中途採用率を減じて得た割合に係る職業安定局長が定める目標を達成したもの（当該計画期間に、中途採用計画に基づき職業安定局長が定める要件に該当する者を中途採用により二人以上雇い入れた事業主に限る。）であること。

(ii)　（略）

（新設）

ハ～ホ　（略）